

2008年2月5日

「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」報告書に対する談話

日本労働組合総連合会
事務局長 古賀 伸明

1. 本日、公務員制度の総合的な改革に関する懇談会（以下、総合懇）は、キャリアシステムの廃止、政・官の接触の集中管理、内閣人事庁（仮称）の設置と関連法案の提出日程（内閣人事庁の設置法案を来年、その他の法改正は、遅くとも3年後）などを盛り込んだ報告書（以下、報告書）を福田総理に提出した。

総合懇は、2007年4月24日の閣議決定において、「労使関係のあり方を含め、採用から退職まで公務員の人事管理制度全体の改革をパッケージで進めていく」ための検討の場として設置されたものである。

2. 連合は、「民主的公務員制度は、公益追求への倫理観と使命感をもった公務員が、内閣と大臣を補佐して政策の企画立案を行い、法令・予算に基づき公正・公平・効率的に行政が執行され、かつ国民への情報開示と説明責任が十分に行われる必要がある。そうした公務労働のモラルを維持するためには、国際的な労働基準を満たすワークルールの適用が不可欠である」との視点から、議院内閣制にふさわしい公務員制度・自律的労働条件決定を基本とするシステムへの改革をめざし、意見反映に努めてきた。

3. 総合懇の議論の過程では、内外の状況と国民ニーズにこたえられる公務員制度に変革すべく幅広い意見が出され、誠実な議論が行われたが、時間的・政治的制約から、結果的には、幹部職員の改革に比重がおかれ、一般職員を含む公務員全体の人事管理には十分踏み込まず、総合的なパッケージ改革とは言い難い内容となった。また、近代公務員制度の基本理念にかかわる課題も提起されているが、具体的な姿は詰めきれておらず、多くの論点が残っている。

4. 報告書において、①「労働基本権の付与については、（自律的労使関係の確立を訴えた）専門調査会の報告を尊重する」と明記されたこと、②公務員においても雇用と年金の接続が原則とされたこと、③法案提出の期限を切って改革を進めることを提起したこと、は当然であるが評価できる。一方で大きな問題点は、①内閣人事庁について、原案段階では、人事の一元管理と団体交渉などにあたる人事当局の2つの役割として提起されたものが、報告書では、後者が曖昧にされていること、②労働基本権の回復と切り離されて人事制度の変更や給与体系の抜本的見直しが提起されていること等である。

5. 政府は、今国会に公務員制度の抜本的改革の方向性を示した「基本法案」を出すとともに、国民的合意形成をはかり、責任を持って一体的なパッケージ改革を進めていくべきである。連合は、報告書・議論経過を踏まえ、ILOの是正勧告や専門調査会報告を活かした民主的公務員制度の実現に向け、民主党などと協力し、取り組みを強化するものである。

以上